

平成27年度調査研究報告書

会派名 民主フォーラム

事業名	別紙による
事業の実施時期	平成27年4月 ～ 平成28年3月
事業の実施場所	別紙による
事業の内容	別紙による
所感	別紙による

研 修 報 告 書

日 時 : 平成27年 7月29日(水) 10:00 ~ 12:30/14:00 ~ 16:30
 場 所 : リファレンス駅東ビル 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目16-14
 研修名 : 元武雄市長 樋渡啓祐氏 特別講演 「地方創生、地域活性化にむけて(基礎編・応用編)」
 講 師 : 元佐賀県武雄市長/樋渡社中 Founder&CEO 樋渡啓祐氏
 参加者 : 民主フォーラム 進藤裕之(記)

研修目的 : 武雄市において、地方創生、地域活性化に向けたいろいろな取り組みを行い、実績をあげてこられた元市長の樋渡啓祐氏の講演を聴かせていただき、今後の長岡京市議会での議会活動に活かしていく

研修内容 :

- 「地方創生、地域活性化にむけて(基礎編)」
 - ・36歳から9年間市長を務める 自分の中では政治家:市長=9:1
 自分は政治家であり行政の仕事自体は副市長以下職員が行う 職員ができないことを市長がやる
 - ・武雄市の知名度はほとんどなし→いかにして知名度をあげるか
 「佐賀のがばいばあちゃん」誘致→佐賀県と佐賀市は断ったので直接フジテレビに電話
 がばいばあちゃん課を作る 新聞記事にすぐなった 新聞に載ることは大事
 Facebook 課 武雄市報を全ページFacebookに掲載し世界に発信 市報の満足度調査→いいね!で分かる
 武雄市報は市外に400部発送している Facebookを見た人からの要望
 - ・議会は政策決定の場 議会のケーブルテレビ中継は市長就任後に視聴率が10→50%に 傍聴 max250人
 検討しますは言わない 本会議で教育委員会と正反対の答弁もあった 議員への根回し(納得)は重要
 市長と副市長は同じ部屋で執務 市長室より議会事務局によくいた→市長は議会対策も重要な仕事
 - ・武雄市の知名度をあげるために
 - 戦略1 組み合わせ HP×Facebook 図書館×CCC(TSUTAYA) など
 高槻市にいたときの事例 放置自転車対策として放置自転車をYahooオークションへ
 政治家は健康と笑顔 人は見た目 最初の5秒が勝負!
 - 戦略2 スピード その前に情報収集 情報収集を組織として行っているのは財務省
 テレビと新聞は間違っている世論が形成される
 タイミング=スピード スピードが最大の価値
 - 戦略3 見える化(数値化) 図書館はオープン後92万人 民間委託病院はオープン後76,000人
 地方債残高は329億円(H17)→202億円(H24) 視察受入は4,538人(H25) など
 - ・高齢者向けスマホ事業の立ち上げ 安否確認、居場所確認、糖尿病予備軍にスマホ配布
 行政とタイアップして医療費削減へ結びつける Tポイントの付与 8月半ばから自治体へ呼びかける
- 「地方創生、地域活性化にむけて(応用編)」
 - ・自治体にお金はないのか? そんなことはない
 財政調整基金など基金の存在 目的外に使えないが活用すべき
 最初は行政がとりかかって民間へ広げていく レモングラス、官民一体小学校(はなまる学習塾)
 - ・何が何でも公募しなくてはいけないのか? 随意契約が一番いい
 安いものは公募でもいいが、武雄市では図書館に8億円(CCCが4.5億円負担)
 いいものができれば高くてもとりもどせる
 - ・議員は政策関与できない? 60インチモニターを本会議場に設置 ustreamに録画あり
 一般質問は部長に答えさせない 一般質問から政策へとつながるものがある
 - ・議員は日頃何をすべきか? 情報収集 i-JAMPとテレビ東京のワールドビジネスサテライトがおすすめ
 - ・議員の給料は減らすべきか? そんなことはない 総人件費で見ると 給料のいい所にいい人は集まる
 - ・笑いは大事 物が売れなくてもモノガタリは売れる
 守(主流)→破(発展)→離(否定して革命)→守(また主流になる) この繰り返し
 WALKMAN(守)→iPod(破)→iPhone(離・守)→?

所 感 : 武雄市でのこれまでの取り組みについて、具体的な話を聴くことができ、おおいに参考になった講演であった。あつという間の5時間だったが、やはり地域の活性化と発展には、組織のトップのリーダーシップがまず不可欠であることを再認識させられた。

研修報告書

民主フォーラム 大伴雅章

研修日時 平成27年8月19日

研修場所 東京都市ヶ谷 自動車会館

研修内容 自治体政策講座 IN 東京

1. 自治体議員の役割 自治の要としての議員とは

講師 自治体議会政策学会長 竹下 譲 氏

はじめに、地方議会とはなんなのか？ をその歴史から説明された。

議会について議論されたのは、「府県会規則」の設置を決めた明治11年のときで、議会とはいかなるものかが議論され、特に立法権があるのか否か・・・が議論されたが結果会規制で立法権はないものとされた。その後第2次世界大戦後までは、大きな改革はなかった。戦後新しく憲法が公布され、そのもとで地方自治法では、従来通り議決機関として扱われ、長年その実態は、会期を決めて首長に招集してもらい、首長から提案された議案のみを議決し、行政の一部としての機能に甘んじてきた。

ところが最近の分権改革で、議会基本条例の制定や二代表機関の宣言、立法機能の強化や議会報告会の開催など、少しずつ改革が行われるようになってきた。

以上のようにその経過について解説された後、それでは今の議会はこうした機能を果たしているのかという？ という疑問符を投げかけられました。

例えば、議案の審議にしても、法令で決まっているという理事者側の説明に対して、なぜこの施策なのか？を徹底的に議論し、議員自身が条例をつくる動きにならなければということ力を説かれた。しかし条例をつくるだけでは意味がなく、その条例がいかに地域の住民に役に立っているのかを検討し、しっかりと施策を行政の外からチェックしなければならないと例示を示されました。

また現在の議会の審議内容については、委員会は順番に質問し、質問が終われば終了・採決という進め方で市民から見れば、え！それだけに見えてしまうし、本会議に至ってはもっと形式的で、討論はあるにしても賛成・反対のみで、議院同士互いにそっぽを向いた討論が多いと、極めて手厳しい評価でした。

さらに一般質問については一定の効果はあるが、質問をする際には、住民の意向を調

査し、住民にとっての問題点の指摘、そしてその解決にいたる道筋をつけるべきとされた。このように、住民側での問題点の解決の方法を住民と共に、住民の支持を得ながら住民をリードし検討していく姿勢こそ、自治体議員の役割であると締めくくられました。

所感

経験豊かな学者である講師の、現実的な実態を直視した分析力とその解決の道筋には、非常に納得のいく内容であった。私自身も思い当たる節があったので、この講義を機会に大いに反省し、あるべき地方議員に少しでも近づける努力をしなければと感じた、非常に刺激になった研修でありました。

2. これからの交通政策 社会基盤整備における市民参加

講師 東京理科大学教授 寺部 慎太郎 氏

講座の名称はあくまで交通政策ではありますが、私の聞きたかったのは、市民参加の具体的な手法であり、結果において満足できる内容になりました。

社会基盤整備すなわち大きな公共工事は、整備がもたらす便益は広域に波及し対象が不特定多数になってしまい、総論賛成各論反対になってしまうケースが、今までほとんどでした。

その結果、多くの整備において紛争が発生し、それによる社会的な損失が認知されています。この問題点を解決するために考え出された手法がP I (パブリック・インボルメント) というもので、一言で言うと市民をどうやって巻き込むか ということです。

そもそも一般的に言われている市民参加はその定義として、市民自らがその意志によって事業主体の手続きに関与することで、P Iでは事業主体自らの意志で市民を手続きに関与させることを指しますので、大きな違いがあります。

このP Iにおける成功事例やその進め方(付属添付書類に掲載) についての講義を受けてきました。

所感

冒頭に述べたように、市民参加と言われている内容について、直近の議会で、私なり噛み砕き、一般質問させていただく予定で、大変有意義でありました。

研修報告書

研修講座： 第17期自治政策講座 in 東京Ⅱ「今日的課題に定める自治体・議会をめざす」3講座
日時： 平成27年11月17日(火) 10:00 ~ 16:30
場所： KFCホール(東京都墨田区横綱1-6-1)
報告者： 民主フォーラム) 綿谷 正己

目的：自治政策講座の「今日的課題に定める自治体・議会を目指す」に参加し、最新情報や課題、展望について学ぶ。

1. 「マイナンバー制度と自治体の業務・個人情報保護」 10:00~11:50

講師：湯浅 壘道：情報セキュリティー大学院大学教授

*マイナンバー：住民全員(外国人含む)に12桁の個人番号を振るもの。当初の利用範囲は下記

1. 社会保障(年金、資格取得、雇用保険関係、福祉、医療等)
2. 税(確定申告、届書など)
3. 災害対策(被災者台帳、被災者生活再建支援金など)
4. その他(社会保障、地方税、防災に関する事務、その他地方公共団体が条例で定めるもの)

2000個問題：全国の都道府県、1700余の自治体、広域連合などを含め2000個。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人を始め各地方公共団体が制定するため異なる個人情報保護法制が自治体の数だけ存在する。

今後の課題

- a.マイナンバー自体の独自利用：各自治体で条例制定必要
- b.個人カードの独自利用(e.g 図書カード、スポーツセンター利用カードなど)
- c.利用拡大(在外投票の本人確認、統計調査など。銀行口座開設時の確認)

2. 「公民連携の実践から一失敗しないPPPの取り組みとは」横浜市の取り組みについて

13:00~14:50

講師：河村 昌美：横浜市政策局共創推進室

横浜市の概要(日本最大の基礎自治体である)

人口：372万人 世帯数：165万世帯 面積：435km²

予算規模：34,820億円(うち一般会計：14,955億円)

借入金残高：32,451億円

<公民連携(共創)の必要性>

高齢化率が21%を超え、かつて税金で補っていた時代から今や補えない時代になった。

少子高齢化、財政基盤の脆弱性、社会インフラの老朽化など、将来を見据えた対応が急務。

行政の資源やノウハウが限られる中、多様化する市民ニーズに対応していくためには知恵と力を出し合い共にイノベーションを創出することが不可欠。

・政策局共創推進室を設置(H20年、室長以下17名体制)し、PPP事業を加速化。所管事業は下記

- ① PFIなどのハード系
- ② SIBなどソフト系
- ③ 公有資産有効活用(サウンディング調査)
- ④ 指定管理者制度
- ⑤ 広告・ネーミングライツ
- ⑥ 共創フォーラム
- ⑦ 共創フロント

<PPPの推進・成功には>

- ・既存PPP制度の熟知、ノウハウ/事例の蓄積や共有
- ・シンプルな仕組みを構築する
- ・小さな成功事例の積み重ね
- ・関係者の理解と応援(議会、地元企業、行政など)

3. 「障害者差別解消法施行と自治体政策」 15:10～16:30

講師：崔 榮繁 : DPI(障害者インターナショナル)日本会議事務局

<障がい者権利条約>

条約が目指す社会:

- ① すべての形態の差別を禁止
- ② 障がい者に特別の権利を与えるものではなく、障がいの無い人が持つ権利をきちんと保障するための条約

<障がい者差別解消法>

- ① 行政機関等: 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮提供義務—国の行政機関や独立法人はガイドラインを策定。自治体などは努力義務。
- ② 事業者: 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮提供は努力義務。—事業者のうち雇用主については障がい者雇用促進法が適用。こちらは合理的配慮は義務化。
- ③ ガイドラインに定める事項に関しては、主務大臣による報告の徴収、助言、指導、勧告の行政措置

★2つの類型の差別を禁止

1. 作為による差別 → 不当な差別的取扱い
2. 不作為による差別 → 合理的配慮の不提供禁止=合理的配慮提供の義務

<自治体に求められる政策>

- ① 合理的配慮のための条件整備を計画的に
- ② 対応要領の作成: 内閣府、厚労省の福祉事業者向けガイドライン等
- ③ 啓発: 職員研修等には障がい者団体との連携を
- ④ 相談体制、紛争解決の仕組み: たらいまわしのない体制を

<差別解消法がめざす社会>

- ・障害のある人もない人も一緒に、平等に
- ・そのため一緒に活動するために社会的障壁を除去することが合理的配慮
- ・障がい者が暮らしやすい社会はみんなが暮らしやすい社会

【所感】

- ・各種課題や施策について学ぶことができ、大いに参考となった。
- ・マイナンバー制度はシステムの不具合が報告されている。今後の対応にもより慎重な取り扱いと国からの情報収集や連携を深める必要がある。
- ・公民連携は長岡京市にとって重要な施策になる。横浜市の事例や他市の例を参考に、積極的に検討していただきたい。
- ・障がい者差別解消法については努力義務ではあるが、展開を望むところ。

研 修 報 告 書

日 時 : 平成27年11月25日(水) 13:30 ~ 15:10
 場 所 : 京都烏丸コンベンションホール 京都府京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634
 研修名 : 公会計財務書類の確かな活用に向けた地方議会の役割
 講 師 : 日本公認会計士協会 公会計担当研究員 公認会計士 川口雅也氏
 参加者 : 民主フォーラム 進藤裕之(記)

研修目的 : 新地方公会計制度導入にともない、作成される財務書類を地方議会としてどのようにして活用すべきかを学び、今後の長岡京市議会での議会活動に活かしていく

研修内容 :

第1章 地方公会計制度の新展開

- 1-1 (1) 情勢の変化 地方創世の台頭と人口減少問題への再注目
- 1-1 (2) 地方公共団体を取り巻く問題点と、説明責任の拡大
- 1-2 総務省の地方公会計制度の変遷
- 1-3 平成27年1月23日 総務大臣通知のポイント
- 1-4 地方公会計制度の位置付け
- 1-5 今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書概要
- 1-6 作成される財務書類(新基準・4表形式)
- 1-7 (1) 図解 官庁会計の決算書と新地方公会計の決算書
- 1-7 (2) 複式簿記・発生主義 考え方とその効果
- 1-8 地方公会計に関する総務省の支援
- 1-9 統一的な基準による地方公会計マニュアル
- 1-10 地方議会と財務書類

第1章のまとめ 地方公会計制度は新しいステージへ 「作る」公会計から、「賢く使う」公会計へ

- (1) 総務省から統一基準が示され、財務書類整備のため各種支援が実施されている。
- (2) 財務書類を単に作成する段階を卒業し、財務書類を活用して、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」ことが求められている。
- (3) 地方議員は、財務書類作成・活用の体制が、役所内で構築されているかを確認する。

第2章 総務省統一基準財務書類作成・活用に向けて

- 2-1 財務書類の活用方策
- 2-2 各種公表資料と公会計情報との関係
- 2-3 財務書類のマクロ的視点での活用例
- 2-4 財務書類のミクロ的視点での活用例
- 2-5 事業別・施設別財務諸表(課別・事業別行政評価シート)

<参考> 日々仕訳と期末一括仕訳

第2章のまとめ 財務書類作成上の課題、活用方法の理解 財務書類の「賢い使い方」

- (1) 財務書類の活用は、マクロ的視点・ミクロ的視点の両方で可能。自身の活動と絡めて、どのような活用が可能か理解する。
- (2) ミクロ的視点での活用を行うためには、財務書類を作成するにあたって、細かい単位での仕訳計上が必要。ただし、日々仕訳が必要というわけではない。

所 感 : 新地方公会計制度の導入に伴い、長岡京市においても総務大臣通知のとおり平成29年度中の財務書類公表を目指している。今回の研修を受講して、やはり固定資産台帳の早期作成が重要なことが理解できた。長岡京市においても早期作成を求めていく。

会派行政視察報告書

行 先 : 古賀市議会(福岡県古賀市)
 視察内容: ” 議会改革について “
 日 時 : 平成 28 年 2 月 8 日(月) 13:00 ~ 15:00
 面会者 : 古賀市議会 結城 議長、清原 副議長、奴間 議員、井之上 議員、吉住 議員、
 姉川 議員、議会事務局) 大村様
 参加者 : 民主フォーラム) 進藤裕之、大伴雅章、綿谷正己【報告者】、新政会) 富田達也
 MUKO クラブ@向日市議会) 和島一行、近藤宏和

目的 : 全国の各自治体に於いて議会改革が鋭意進められている。古賀市議会は早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査 2014 において全国で 32 位、九州では 1 位の結果であった。先進的な活動をされている市議会の具体的活動内容や推進方法、課題等について学ぶ。

<古賀市の概要>

人口 : 58,333 人(H27 年 10 月末日現在) 目標人口は 65 千人
 世帯数 : 24,093 世帯
 面積 : 42.07 km² (本市の 2 倍強)
 一般会計予算 : 200.6 億円
 特別会計予算 : ①国民健康保健 71.6 億円、②公共下水道事業 19.3 億円、③介護保険 34.4 億円
 ④後期高齢者医療 6.6 億円 等
 *上記予算は H27 年度当初予算

<議会改革についての概要や特徴>

- ・「日経グローバル」が全国 813 市区議会を対象に実施した第 3 回議会改革度調査で『九州 沖縄地区で第 4 位、福岡県で第 1 位』
- ・議会基本条例を 2013 年に策定(施行日は 2014 年 4 月 1 日)
- ・「インターネット中継・録画配信はいまや標準的サービス」と位置づけ積極的に取り入れる。
- ・平成 24 年 6 月から本会議のインターネット中継を実施。平成 27 年 3 月からは特別委員会も中継を開始し、録画も配信
- ・会期中の委員会の審議日程と審議する議案名・審議順番も事前に公開。
- ・執行部に「反問権」を与える(実施例はないとのこと)
- ・議会報告会は初回で合計 103 名(動員もしている。『議会だより』だけでなく、自治会の『回覧板』にもチラシを同封した)
- ・「議会だより」については事務局任せではなく、全て議員による手作り
- ・政務活動費は平成 26 年度分から領収書も含め全面公開(インターネット上でも)
- ・自由討議の運用を定めている(自由討議の結果をどう活かすのかは今後の研究課題)
- ・議会と地元大学(福岡女学院看護大学)とパートナーシップを結び、研究に役立っている
 テーマは「健康づくりについての意見交換」や「教育研究環境の充実」など
- ・押しボタン表決システムを導入(平成 26 年 6 月以降)
- ・タブレット持ち込み OK。ペーパーレス化を進めている
- ・本会議場に書画カメラを導入し、一般質問時に図や表、写真などの資料を議場内の大型モニターで表示できるようになった
- ・一問一答方式の採用
- ・議員提案による政策的条例の制定事例あり

<所感>

古賀市議会の議員平均年齢は 61 歳。少し高齢とを感じるが、議会改革に対する熱意は素晴らしく、議会基本条例制定までの苦労や施行後も各種改革を緩めることなく、継続されている。皆さんから「議会改革に対する思い」もお聞きした。年齢や性別は議会改革には何ら関係せず、しっかりと議論を進めることが大切であると感じる。本市においても各議員が議会改革に対して積極的な思いを持って、市民にとって「より開かれた議会」の実現と、市民にとって議会が少しでも身近であると感じることができるよう努力していかなければならない。大いに参考になった。

会派行政視察報告書

行 先 : 熊本市役所 (熊本市)
 視察内容 : ” 空き家対策について “
 日 時 : 平成 28 年 2 月 9 日 (火) 10 : 00 ~ 12 : 00
 面会者 : 議会事務局議事課) 富永健之 都市建設局建築指導課) 下田誠至
 都市建設局建築計画課) 東野洋尚
 参加者 : 民主フォーラム) 進藤裕之、大伴雅章、綿谷正己【報告者】、新政会) 富田達也
 MUKO クラブ@向日市議会) 和島一行、近藤宏和

目的 : 近年、全国的に空き家の問題がクローズアップされている。その対応策は地域性にもより各自自治体で異なる部分もある。今回、熊本市の空き家対策を学ぶことにより、本市の対応や検討方法、課題解決の参考とする

< 熊本市の概要 >

人口 : 735,151 人 (平成 28 年 2 月 1 日現在)
 世帯数 : 331,892 世帯
 面積 : 390.32 km² (本市の 20 倍)
 一般会計予算 : 2,962 億円
 特別会計予算 (15 会計) : 2,121 億円 企業会計 (5 会計) : 825 億円 合計 5,908 億円
 * 上記予算は H27 年度当初予算

< 空き家対策の概要 >

【背景】

- ・ 総住宅数、世帯数とも増加しているが世帯数は平成 32 年をピークに減少していくと予想
- ・ 総住宅数と総世帯数の差が大きくなり、住宅の余剰 (空き家) が増加すると予測される
- ・ 空き家の総数と率、ともに増加してきており、平成 25 年は空き家数が 50,290 戸、空き家率が 14.1% である (全国平均は 13.5%)。住宅総数も増え続けているため、空き家率はさほど増加していないが空き家総数は増え続けている。
- ・ 空き家が適切に管理されないと防災、衛生、景観等、近隣の住環境に影響を及ぼす。住環境の悪化により流出人口が増加し、更なる空き家の増加につながり、地域コミュニティの崩壊という負のスパイラルに陥ることが懸念され、対策が望まれていた。

【取組み、体制】

- ・ 都市建設局、市長政策総室、環境局等の関係 23 課からなる空地空き家等対策調整会議を設置
- ・ この会議では①熊本市に寄せられる苦情の対応体制②苦情に対する予防策③空き家対策の推進に関する特別措置法④熊本市老朽危険家屋等の適正管理条例の改正等を議論。5つの基本方針と取組み方針を定め、予防、流通促進、維持管理、資源としての活用、除却を行ない、良好な居住環境を形成することを目指した。
- ・ 平成 26 年 4 月 1 日、「熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」を施行。「空き家対策」としなかったのは、空き家対策のみに特化せずに予防から取り組むため。平成 27 年施行の「空き家等対策の推進に関する特別措置法」では空き家のみであり、空き家になる前の予防策としてこの条例は特措法の補完的なものとして活用されている。

【現状】

- ・ 流通促進策としての空き家バンクは利用していない。不動産団体との連携を強化する方が効果的であると考えたため。不動産団体と連携し、相談窓口を市に設置。相談件数は条例施行から 400 件近くあり。危険家屋の半分以上は是正し、解体も所有者が実施。このような相談は条例施行後が約 2 倍、特措法施行後が約 3 倍に増加。
- ・ 予防施策として高齢者世帯を中心に意識啓発を行ない、相続対策や市場流通を促進することを行っている。県の社協や住宅金融支援機構でリバースモーゲージの活用等も勧めている。

【課題や今後の対応】

- ・ 登記が古いものもあり、所有者が見つからない、相続人が多く対応が追いつかない等の問題がある
- ・ 実態調査を行ないたいが、人員不足で対応できていない部分がある
- ・ 空き家のうち 15,000 件が戸建て住宅であり、今後はこれらを優先した実態調査を行う予定